

令和2年度 第11回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和3年2月22日（月） 午前9時から午前10時30分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	中塩屋 均	出	新原 晃憲	欠	畠井 孝二	出	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	出	福元 康光
出	障子田 勝	出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	出	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	出	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

推進委員

—	垣内 直人	—	栗山 タカ	—	西元 貞幸	—	清水 洋平
—	大園 和幸	—	高田 裕幸	—	徳田 潤一	—	入佐 哲朗
—	鶴田 勉	—	田村 利秋	—	本村 ヤス子	—	川崎 守
—	上穂木 紀順	—	松元 渡	—	持増 正		
—	永山 智哉	—	藏ヶ崎 俊光	—	有馬 研一		
—	谷口 芳久	—	鬼塚 哲郎	—	立元 和揮		

4 部外者出席

農林水産課	農業振興管理係	主査 山中 俊明
	かのやアグリ起業ファーム推進室	室長 黒岩 修司
		次長 住倉 健一郎
		主事 牧野 亮

5 事務局職員

局 長	長友 浩志
次長兼振興係長	西迫 博
農地係長	下原 隆二
主 査	福嶋 雅明
主 査	井手口 剛
主 査	関口 実
主 査	根木原 英一

主 査 梶原 宏行 (輝北総合支所産業建設課)
主 査 下川路 茂 (吾平総合支所産業建設課)

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・鹿屋市策定の二十七号計画に係る定期的な検証結果に対する意見について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について

[報告]

- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・令和2年度農地利用状況調査結果について

[その他]

- ・人・農地プラン説明会

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 泊 義秋 委員 ・ 郷原 実行 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和2年度 第11回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和3年2月22日(月) 開会 午前9時 閉会 午前10時30分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 それでは、皆さん、姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和2年度第11回鹿屋市農業委員会総会を開会します。事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の欠席は畠井委員の1名です。出席委員数は、20名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。なお中塩屋委員が途中退席をされます。推進委員の出席は求めておりません。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号10番の泊委員と、11番の郷原委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の井手口主査を指名します。なお、推進委員の総会への出席を求めていますので推進委員に関する案件は退席を求めずそのまま進めていきます。

それでは、議事に入ります。1頁、議案第89号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第89号、1頁から52頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和3年2月24日です。合計面積は、43万3千234.69㎡、うち更新分13万5千690㎡、内訳、田9万6千723㎡、畑33万6千511.69㎡です。利用権を設定する者144人、設定を受ける者82人です。始期は、いずれも令和3年3月1日です。期間は、1年、2年、3年、4年、5年、6年、8年、10年です。次の3頁から40頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番は、設定期間が1年で、賃借権で新規設定。2番は、設定期間が2年で、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。次の3番から6頁の14番までは、設定期間が3年です。3頁3番は、賃借権で新規設定。

次に4頁、4番から6番までは全て賃借権で新規設定。7番、8番は、使用貸借権で新規設定。

次に5頁、9番は、使用貸借権で新規設定。10番から12番までは全て賃借権で再設定。

次に6頁、13番、14番は、賃借権で再設定。15番は、設定期間が4年で、賃借権で新規設定。次の16番から18頁の62番までは、設定期間が5年です。6頁、16番は、賃借権で新規設定。

次に7頁、17番から20番までは全て、賃借権で新規設定。

次に8頁、21番から25番までは全て、賃借権で新規設定。

次に9頁、26番から28番までは全て、賃借権で新規設定。

次に10頁、29番は、賃借権で新規設定。30番は、使用貸借権で新規設定。31番は、次の頁にかけて、賃借権で新規設定。

次に 11 頁、32 番は、使用貸借権で新規設定。33 番、34 番は、賃借権で新規設定。

次に 12 頁、35 番から 39 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 13 頁、40 番から 43 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 14 頁、44 番から 47 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 15 頁、48 番は、賃借権で新規設定。49 番、50 番は、賃借権で再設定。51 番は、使用貸借権で再設定。52 番は、次の頁にかけて、賃借権で再設定。

次に 16 頁、53 番は、使用貸借権で再設定。54 番は、賃借権で再設定。55 番は、使用貸借権で再設定。56 番は、賃借権で再設定。

次に 17 頁、57 番から 59 番までは全て、賃借権で再設定。60 番は、使用貸借権で再設定。

次に 18 頁、61 番は、使用貸借権で再設定。62 番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。次の 63 番から 28 頁の 104 番までは、設定期間が 6 年です。18 頁、63 番は、賃借権で新規設定。

次に 19 頁、64 番から 66 番までは全て、賃借権で新規設定。67 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 20 頁、68 番は、使用貸借権で新規設定。69 番、70 番は、賃借権で新規設定。

次に 21 頁、71 番は、賃借権で新規設定。72 番は、使用貸借権で新規設定。73 番は、賃借権で新規設定。74 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。75 番は、賃借権で新規設定。

次に 22 頁、76 番から 79 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 23 頁、80 番から 83 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 24 頁、84 番から 88 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 25 頁、89 番から 92 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 26 頁、93 番から 97 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 27 頁、98 番から 100 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 28 頁、101 番から 104 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 29 頁、105 番は、設定期間が 8 年で、賃借権で再設定。次の 106 番から 40 頁の 146 番までは、設定期間が 10 年です。29 頁、106 番は、賃借権で新規設定。107 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に 30 頁、108 番から 111 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 31 頁、112 番から 116 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 32 頁、117 番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。118 番、119 番は、賃借権で新規設定。

次に 33 頁、120 番から 123 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 34 頁、124 番から 127 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 35 頁、128 番は、賃借権で新規設定。129 番は、使用貸借権で新規設定。130 番は、賃借権で新規設定。

次に 36 頁、131 番から 134 番までは全て、賃借権で新規設定。135 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に 37 頁、136 番は、賃借権で再設定。137 番は、使用貸借権で再設定。

次に 38 頁、138 番から 140 番までは全て、賃借権で再設定。141 番は、次の頁にかけて、使用貸借権で再設定。

次に 39 頁、142 番から 144 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 40 頁、145 番は、使用貸借権で再設定。146 番は、賃借権で再設定。以上です。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありました、3 頁、1 番の 1 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 2 番の 2 年もの 1 件ですが、農業委員会の取決め制限でありますので高田委員に係る案件を審議します。2 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 　　3 頁の 2 番は、借人高田委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　　高田委員に係る 3 頁、2 番の 2 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 3 頁、3 番から 6 頁、14 番までの 3 年もの 12 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 6 頁、15 番の 4 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 6 頁、16 番から 18 頁、62 番までの 5 年もの 47 件ですが、18 頁、62 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので入佐委員に係る案件を審議します。18 頁、62 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 　　18 頁の 62 番は、借人入佐委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　　入佐委員に係る 18 頁、62 番の 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に残りの 5 年もの 46 件です。ご異議ありませんか

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 18 頁、63 番から 28 頁、104 番の 6 年もの 42 件ですが、21 頁、74 番が鹿屋市農業委員会規則第 28 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

21 頁、74 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 　　21 頁の 74 番は、借人福元副会長が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　　福元副会長に係る 74 番の 6 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に関する案件は許可と決定しました。

次に残りの6年もの41件です。ご異議ありませんか

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に29頁、105番の8年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に29頁、106番から40頁、146番の10年もの41件ですが、29頁、107番が議事参与の制限にあたりますので福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

29頁、107番について事務局の説明をお願いします。

下原 29頁の107番は、借人福元副会長が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化
促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 福元副会長に係る107番の10年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は許可と決定いたしました。

次に32頁、117番が農業委員会の取決め制限にあたりますので高田委員に係る案件を審議します。32頁、117番について事務局の説明をお願いします。

下原 32頁の117番は、借人高田委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促
進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 高田委員に係る117番の10年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に36頁、135番が議事参与の制限にあたりますので榎原委員に退席いただき審議しま
す。

(榎原委員：退席)

36頁、135番について事務局の説明をお願いします。

下原 36頁の135番は、借人榎原委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進
法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 榎原委員に係る135番の10年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(榎原委員：着席)

榎原委員に係る案件は許可と決定いたしました。

次に、残りの10年もの38件です。ご異議ありませんか

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に41頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 所有権移転について、41頁から43頁です。41頁で説明します。公告年月日は令和3年2月24日、合計面積は、1万9千695㎡です。うち、田3千580㎡、畑9千797㎡、樹園地6千318㎡です。所有権を移転する者7人、所有権の移転を受ける者7人です。

42頁をご覧ください。1番から43頁の7番までは、全て所有権移転協議成立したものです。以上です。

議 長 所有権移転協議が成立したものの7件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に44頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

下 原 中間管理権設定については、44頁から52頁です。44頁で説明します。公告年月日は、令和3年2月24日です。合計面積は、7万4千785.80㎡で、うち、田1万8千781㎡、畑5万6千4.80㎡です。利用権を設定する者19人、利用権の設定を受ける者10人で、全て新規設定であります。始期は、令和3年2月28日で、期間は10年です。

45頁をご覧ください。貸人から公社への設定期間、権利区分別です。1番、2番は、賃借権。3番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。4番から6番までは全て、賃借権。

次に46頁、7番から11番までは全て、賃借権。12番は、使用賃借権。13番は、賃借権。

次に47頁、14番、15番は、賃借権。

次に48頁、16番から18番までは全て、賃借権。19番は、使用賃借権。次の20番からは、公社から借人への転貸設定です。20番は、次の頁にかけて、賃借権。

次に49頁、21番は、次の頁にかけて、賃借権。

次に50頁、22番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。23番は、使用賃借権。24番は、賃借権。25番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。

次に51頁、26番から28番までは全て、賃借権。29番は、次の頁にかけて、使用賃借権。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、貸人から県地域振興公社への貸出が、45頁、1番から48頁、19番までの10年もの19件ですが、45頁、3番が議事参与の制限にあたりますので榎原委員に退席いただき審議します。

(榎原委員：退席)

45頁、3番について事務局の説明をお願いします。

下 原 45頁の3番は、貸人榎原委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 ただいま説明がありました45頁、3番について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので許可と決定します。

(榎原委員：着席)

榎原委員に係る案件は許可と決定しました。

次に残りの18件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、県地域振興公社から転貸設定の48頁、20番から52頁、29番までの10年もの10件ですが、50頁、22番、25番が農業委員会の取決め制限にあたりますので50頁、22番の鶴田委員と25番の高田委員の案件を審議します。50頁、22番、25番について事務局の説明をお願いします。

下原 50頁の22番と25番は、借人鶴田委員と高田委員がそれぞれ賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 鶴田委員と高田委員に係る50頁、22番と25番の転貸設定です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。次に、残りの10年もの8件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に53頁、議案第90号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第90号、53頁から56頁です。56頁で説明します。今回は、所有権移転16件、賃借権設定1件の計17件です。内訳は、田4筆、3千857㎡、畑22筆、3万1千195㎡、計26筆、3万5千52㎡です。

初めに、53頁です。1番は、畑3千406㎡の売買です。2番は、畑3千532㎡の売買です。3番は、畑5千784㎡の贈与です。4番は、畑332㎡の売買です。

次に54頁、5番は、畑758㎡の売買です。6番は、畑3千492㎡の売買です。7番は、畑289㎡の売買です。8番は、田1千852㎡の売買です。

次に55頁、9番は、田271㎡の売買です。10番は、畑1千704㎡の売買です。11番は、畑1千120㎡の贈与です。12番は、畑806㎡の売買です。次の13番から56頁の17番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、55頁、13番から、56頁、17番までを有村委員に報告をお願いします。

有村 議席番号18番の有村です。去る2月12日、記載の委員と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので報告します。

まず、55頁の13番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、親族から農地の贈与を受けるものです。農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には米や季節の野菜を作付けすることでした。

次に56頁の14番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な

農機具等は、所有しておりました。今回、取得する農地には甘藷を作付けするとのことでした。

次に15番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、親族から農地の贈与を受けるものです。農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には甘藷を作付けするとのことでした。

次に16番と17番は関連がありますので併せて報告いたします。農業開始で下限面積の調査となります。申請者は市内の方で、親族から農地の贈与と賃借権設定をするものです。農作業に必要な農機具等も譲り受けるとのことでした。今回、取得する農地には甘藷を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 ただいま説明、報告がありました、17件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、57頁、議案第91号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第91号、57頁から62頁です。62頁で説明します。今回は24件で、田3筆、1千382㎡、畑24筆、2万5千637㎡、他1筆、875㎡、計28筆、2万7千894㎡となっています。

57頁をご覧ください。1番は、宅地分譲を行うもので、農地区分は3の5です。

2番は、宅地分譲を行うもので、農地区分は3の5です。

3番は、宅地分譲を行うもので、農地区分は3の5です。

4番は、一般住宅、カーポート、通路を整備するもので、農地区分は3の5です。

5番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。転用面積が一般住宅の敷地面積の500㎡を超えていますが、通路が必要との理由書が添付されています。

次に58頁、6番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。

7番は、一般住宅、カーポートを整備するもので、農地区分は1の3です。

8番は、建売住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。

9番、次の頁の10番は、建売住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。

次に59頁、11番から62頁の24番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、59頁11番から60頁、17番までを村山委員に、60頁、18番から62頁、24番までを上野委員に報告をお願いします。

村山 議席番号15番の村山です。去る2月10日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、59頁の11番ですが12番も関連がありますので、併せて報告します。申請地は田崎小学校の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地と判断されます。申請者は、市外の不動産業の法人で、申請地に建売住宅4棟を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施

設」に該当すると判断しました。

次に 13 番ですが、申請地は、大始良小学校の北に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりはなく、土地改良事業が施行されているため、第 1 種農地と判断されます。申請者は、市内の方で、申請地に一般住宅、車庫、駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

なお、申請面積が、一般住宅の目安である 500 m²を超えていますが、これは、住宅の一部を利用してピアノ教室を開く予定であり、8 台分の駐車場も確保したいとのことで、理由書を添付しての申請です。

次に 14 番ですが、申請地は井ノ上病院の南東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、都市計画用途地域から 500m 以内に位置するため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、住宅等の施設が連たんしている区域に近接しているため、第 2 種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に 60 頁の 15 番ですが、申請地は笠之原町の玉山神社の南西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、都市計画用途地域から 500m 以内に位置するため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地の奥にある農地への通路を整備する計画です。申請地は、住宅等の施設が連たんしている区域に近接しているため、第 2 種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に 16 番ですが、申請地は笠野原小学校の西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行された、第 1 種農地と判断されます。申請者は県外の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 17 番ですが、申請地は笠野原小学校の西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行された、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅、車庫を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、11 番から 17 番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

上 野 議席番号 17 番の上野です。去る 2 月 12 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

60 頁の 18 番ですが、61 頁の 19 番、20 番も関連がありますので、併せて報告します。申請地は串良町細山田の下中公民館の北に位置し、大崎町に隣接した土地であり、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申請者は、市外の養鶏及び鶏肉の生産加工、販売業の法人で、大崎町の農地を含む申請地に、鶏舎 7 棟、管理棟 1 棟、発電機棟などを整備する計画です。転用の目的が、農業用施設であるため、第 1 種農地の許可要件である「農業用施設等」に該当すると判断しました。

次に 21 番ですが、22 番も関連がありますので、併せて報告します。申請地は輝北総合支所の北東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未

施行の第2種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に太陽光発電設備を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、雨水排水については、十分な対策を行うよう指導したところです。また、被害が心配される隣接農地の所有者には、説明と了承をとるよう指導したところです。

次に23番ですが、申請地は輝北総合支所市成出張所の南に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地と判断されます。申請者は、市内の子牛生産の農家で、畜舎に近い申請地に農家住宅、車庫、ロール置場などを整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に62頁の24番ですが、申請地は上祓川町集落センターの北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地と判断されます。申請者は、市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、18番から24番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま説明、報告がありました、許可申請24件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、63頁、議案第92号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　　議案第92号、63頁から68頁です。63頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は5件で、畑8千313㎡、その他625㎡、計8千938㎡となっています。次の64頁から68頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、1番から5番まで調査がなされておりますので1番から5番までを榎原委員に報告をお願いします。

榎原 　　議席番号19番の榎原です。去る2月10日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。63頁をご覧ください。

まず1番ですが、周辺図等は64頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に建売住宅2棟を整備する計画です。申請地は鹿屋東中学校の西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当すると思われませんが、地目も現況も農地ではないことから農地転用は不要であると判断しました。

次に2番ですが、周辺図等は65頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の法人で、申請地に建売住宅5棟を整備する計画です。申請地は鹿屋東中学校の南に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に3番ですが、周辺図等は66頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は

市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は上小原中学校の南に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に4番ですが、周辺図等は67頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に農業用倉庫を整備する計画です。申請地は大黒保育園の西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に5番ですが、周辺図等は68頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の方ですが、鹿屋市内に転入して、申請地に歯科医院を開業する計画です。申請地は鹿屋東中学校の東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外、用途変更は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま報告がありました5件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、69頁、議案第93号「鹿屋市策定の27号計画に係る定期的な検証結果に対する意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第93号69頁、70頁です。鹿屋市が平成28年6月及び平成29年11月に策定した地域の農業振興に関する計画、いわゆる27号計画について、本計画が定められた年の翌年度以降、5年を経過するまでの間、毎年、検証を行い、農業委員会から意見を聴くことになっています。施設整備に関する情報は、70頁に記載しておりますので、お目通しください。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされておりますので、69頁、2件を榎原委員に報告をお願いします。

榎原 議席番号19番の榎原です。鹿屋地域の農業振興に関する計画に係る定期的な検証について意見が求められたので、藏ヶ崎委員と事務局2名と農林水産課担当職員で、現地の調査を行いましたので報告いたします。

69頁をご覧ください。1の施設整備に係る定期的な検証結果についての、1番ですが、平成29年5月に鹿屋市が造成後に、鹿児島県経済農業協同組合連合会へ所有権移転した田崎町の案件です。施設は鹿児島くみあい食品株式会社の鹿屋工場として、工事が完了し、令和元年6月3日から操業しておりました。

次の2番ですが、鹿児島きもつき農協が事業主体である、笠之原町の農免道路沿いの案件です。令和元年4月に造成工事が完了後、令和2年3月に建物工事が完了し、農畜産物販売所として令和2年4月から開業しておりました。

以上、1番、2番については、本計画に従い設置された施設を發揮し、地域の農業の発展と活性化に向け取り組んでおり、施設の整備状況や稼働状況も確認できることから、記載の検証の結果のとおりであると判断しました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、検証の結果のとおりであることを市長部局へ回答します。

次に、71頁、議案第94号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　議案第94号、71頁、72頁です。72頁で説明します。今回は6件で、田1筆、538㎡、畑6筆、3千785㎡、計7筆、4千323㎡です。全て記載のとおりです。なお、72頁の6番については、別途、関連資料を配布してありますのでご覧ください。

鹿屋市農業委員会非農地証明事務処理要領第2条の認定基準のうち、(5)の自然災害による災害地等で、農地への復旧ができないと認められる土地に該当するか審査を行いました。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、71頁1番、2番を村山委員に、3番から72頁、6番までを上野委員に報告をお願いします。

村山 　議席番号15番の村山です。去る2月10日、記載の2名の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、71頁の1番ですが、申請地は、大浦町公民館の北西に位置し、平成5年頃から山林化しているとのことでした。状況からしても、大木等もあり、20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番ですが、申請地は、井ノ上病院の南東に位置し、平成5年から住宅敷地として利用しているとのことでした。状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です

上野 　議席番号17番の上野です。去る2月12日、記載の2名の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

71頁の3番ですが、申請地は、大隅肝属地区消防組合中央消防署の南東に位置し、平成7年5月10日から店舗敷地として利用しているとのことでした。状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に4番ですが、申請地は、肝属地区清掃センターの東に位置し、平成7年から畜舎、倉庫の敷地として利用しているとのことでした。状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に5番ですが、申請地は、串良町平和公園の北西に位置し、平成元年頃から住宅敷地として利用している場所と、昭和54年から工場敷地として利用している場所の2筆でした。状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に72頁の6番ですが、申請地は、令和元年7月の豪雨による山間からの土石流等で、土地が埋没してしまい、農地としての現状はなく、農地への復旧も困難な状態であるとのことでした。現地確認と聞き取り等の結果、周囲への農地への影響もなく、農地への復元

も困難であることから、非農地証明はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長 説明、報告がありました6件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、73頁、議案第95号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第95号、73頁から113頁です。今回新たに、譲渡希望が94頁、244番から95頁、251番まで、次に賃貸借希望が112頁、210番から216番までですので、お目通してください。以上です。

議長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

94頁、土地の所有者からの譲渡希望の、244番を寺下委員と持増委員に、245番を倉田委員と高田委員に、95頁、246番を堀之内委員と大園委員に、247番と248番を村山委員と本村委員に、249番を畠井委員と西元委員に、250番と251番を中塩屋委員と垣内委員にお願いします。

112頁、賃貸借希望の210番と211番を郷原委員と藏ヶ崎委員に、212番を堀之内委員と大園委員に、213番を田中委員と田村委員に、214番を堀之内委員と大園委員に、215番を郷原委員と藏ヶ崎委員に、216番を村山委員と本村委員にお願いします。

次に、議案書の114頁「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下原 合意解約について、114頁から122頁です。122頁で説明します。今回は36件で、田9筆、5千860㎡、畑47筆、10万1千594㎡、計56筆、10万7千454㎡です。これらは全て、第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。

初めに、114頁です。1番は、売買のため。2番は、貸し手の都合。3番は、借り手の都合。4番は、中間管理機構への貸出しのため。

次に115頁、5番から8番までは、借り手の変更。9番は、貸し手の都合。

次に116頁、10番は、借り手の都合。11番は、借り手の変更。12番、13番は、借り手の都合。

次に117頁、14番は、借り手の変更。15番から18番までは、借り手の都合。

次に118頁、19番は、借り手の都合。20番は、売買のため。21番は、中間管理機構への貸出しのため。

次に119頁、22番から25番までは、借り手の都合。

次に120頁、26番は、転用のため。27番は、借り手の変更。28番から30番までは、借り手の都合。

次に121頁、31番は、転用のため。32番、33番は、売買のため。34番は、借り手の変更。

次に122頁、35番、36番は、借り手の変更。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、114頁から、122頁まで36件の合意解約です。報告しておき

ます。

次に、令和2年度農地利用状況調査結果について事務局の説明をお願いします。

根木原 振興係の根木原です。その他で令和2年度の農地利用状況調査結果について説明させていただきます。先に配布してあります令和2年度農地利用状況調査の結果報告という資料をご覧ください。

資料の1頁目で説明させていただきます。令和2年度の調査結果につきましては、表の上に記載してあります。荒廃農地面積の合計は621.4haで6,447筆となっております。A分類は左上に記載の409.3haで4,410筆、そのうち新規発生が71.9haで646筆、引き続き解消されていない農地が337.4haで3,764筆となっております。A分類が解消された農地が、25.9haで229筆となりました。また、新規発生 of A分類の農地については、左中ほどに記載のとおり所有者等へ今後の利用意向について調査を実施しました。回答期間は令和2年11月27日から令和3年1月29日としまして、その調査結果については、3頁の3番に記載していますので、後でご確認ください。

利用意向調査実施後の流れは、表中心に記載の2番または3番のとおり、中間管理機構への情報提供や通知を行うこととなっております。なお、前年度の利用意向調査の結果については、昨年11月10日に機構へ情報提供及び通知を行いました。利用意向調査で「中間管理事業を利用する」以外を回答したものや、回答が無かったものについては、回答期限後から6カ月経過後も荒廃状態が解消されない農地であって、機構より借受適地と判定された農地は固定資産課税強化の対象となる農地となります。

次に右上のB分類は212.1haで2,037筆、うち農用地区域内が190.1haで1,835筆、農用地区域外が22.0haで202筆となりました。その下B分類で農用地区域外の農地については、確認期間を設け、3月の総会で非農地の判断を行うこととなります。荒廃農地の詳細については2頁に記載しておりますので、後ほどお目通しください。

続きまして、3頁の4番ですが、B分類と判定した農地について、農地に該当するかの判断を行うこととなっております。対象農地は、別冊の「令和2年度利用状況調査おける非農地と思われる農地一覧」に記載の141筆、15.4haです。また、本日から3月10日までを、この農地の確認期間としたいと思っておりますので、ご確認をお願いします。3月23日の農業委員会総会で非農地判断の議決を諮る予定です。また一覧リストから削除等が必要な場合は、農業委員会事務局まで、連絡をお願いいたします。

3月総会に諮り、非農地として議決されたものについては、来年度以降の利用状況調査の対象外となり、農地台帳システムへの入力、非農地リストでの管理、関係機関への通知や所有者等へ非農地通知を送付する予定です。以上で報告を終わります。

議長 以上で、第11回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

無ければ次に、人・農地プランについて農林水産課から説明がありますので説明をお願いします。

農林水産課 (人・農地プランについて説明)

議長 農林水産課の方々有難うございました。本日の説明資料は、推進委員には農林水産課より郵送しますので、ペアの推進委員に、委員の皆様からも3月3日までにアンケート調査を提出するように伝えてくださるようお願いいたします。

続きまして人事異動の専決について職員の人事異動について、まだ、内示もありませんが、あった場合は、会長専決としてよいか委員の皆様にお諮りいたします。

「異議なし」

「異議なし」ですので、職員の人事異動について、あった場合は、会長専決とします。事務局から何かありませんか

局 長 はい事務局からお知らせいたします。

3月18日木曜日の議案審議終了後、10時から市役所6階601会議室で運営委員会を開催いたしますので運営委員の方々は出席をお願いします。

議案書の配布といっしょに、委員の皆様には、農業委員の推薦・応募に伴う書類を配布したところです。令和3年8月が農業委員会の改選となりますが、農業委員の募集については、3月15日月曜日から4月14日火曜日までが募集期間となります。応募様式は2月26日金曜日から市のホームページの農林水産課や農業委員会からもダウンロードできますが、委員の皆様方には、あらかじめ配布いたしますので、応募方よろしく願いいたします。

3月の調査委員を申し上げます。3月12日金曜日、4条・5条の調査が園田委員、鶴田委員でございます。3月12日金曜日、農振の調査が中塩屋委員、上穂木委員でございます。3月15日月曜日、4条・5条の調査が堀之内委員、永山委員でございます。3月15日月曜日、3条の調査が障子田委員、谷口委員でございます。3月の総会は、3月23日火曜日の9時からとなります。

議 長 他にありませんか。

ないようですので、これをもって令和2年度第11回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。「一同礼」
(閉 会)